

- 116 -

【様式】

【 国土交通省 】

①分 野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	②意見・要望提出者	
③項 目	自動車の登録に関する申請書の電子化等		
④意見・要望等の内容	登録手続の簡素化、負担軽減のため、自動車の登録に関する申請書の電子化等を行う。		
⑤関係法令	道路運送車両法 他	⑥共管	なし（関連：警察庁、総務省、法務省、財務省）
⑦制度の概要	自動車の登録に係る申請は定められた様式のOCR（光学的文字読取装置）シートによることとされているとともに、印鑑証明等一定の書類の添付等が必要である。		
⑧計画等における記載	規制緩和3か年計画（再改定）5（3）⑤ 自動車の登録に関する申請書の電子化 自動車の登録に関する申請書の電子化を行うなど、登録手続の簡素化、負担軽減のための方策について検討を進め、その検討結果を踏まえ所要の措置を講ずる。		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 自動車の登録に係る申請については、自動車の保有に係る他の手続き（車庫証明、納税等）と併せワンストップサービス化を図るべく、「自動車保有関係手続のワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」において検討中であり、この一環として申請書の電子化を行うなど登録手続の簡素化、申請者負担軽減のための方策について検討を行っている。			
⑩担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		

①分 野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	②意見・要望提出者	
③項 目	自動車の登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化		
④意見・要望等の内容	登録手続時の印鑑証明書の添付について、事前届出制による添付の省略の承認期間の延長等、所要の措置を講じる。		
⑤関係法令	自動車登録令第16条	⑥共管	なし
⑦制度の概要	自動車登録申請における本人意思の確認の手段として印鑑証明書の添付を義務付けている。		
⑧計画等における記載	規制緩和3か年計画（再改定）5（3）⑦ 登録手続の印鑑証明書の添付の簡素化 印鑑証明書の添付の簡素化について検討を行う。		
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期：平成13年1月 日）		
（説明） 登録申請時の印鑑証明書等の添付簡素化については、これまで「自動車の登録事務の取扱いについて」（平成4年4月7日付け自管第29号、以下「平成4年通達」という。）により、自動車販売業者等自動車の登録申請を頻繁に行う者については、登録申請に係る印鑑を簡易な方法で確認することを認めるとともに、その措置を認める期間を最長1年間（延長可能）と定めていたが、今般、登録手続の簡素合理化を図るため、「自動車の登録事務の取扱いの簡素合理化について」（平成13年1月23日付け国自管第2号）により、上述した簡易な確認方法を認める期間を最長1年間と定めた平成4年通達の2. を廃止することとした。			
⑩担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		

①分 野	5 運輸関係 (3)自動車の登録・検査	②意見・要望提出者	RV輸入協会
③項 目	けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度の見直し		
④意見・要望等の内容	キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも12年中には結論を得る。		
⑤関係法令	道路運送車両法施行規則第35条の3	⑥共管	なし
⑦制度の概要	被けん引自動車の自動車検査証備考欄には保安基準への適合性を把握できたけん引自動車の車名及び型式が記載される。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進3か年計画（再改定）5(3)⑨ キャンピングトレーラーのレンタルでの利用に向け、キャンピングトレーラーを予め登録した自動車以外のものでもけん引を可能とするために、個々の自動車に、その自動車がけん引可能な車両の重量の上限を自動車製作者が表示するという欧米型の方式を導入することの可否を含めて、キャンピングトレーラーの登録時の手続きの簡素化について、直ちに検討を開始し、遅くとも12年中には結論を得る。		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 （実施予定時期： ）		
（説明） 関係者を交え検討を行った結果、以下の方向性が示されたところであり、今後、関係団体からのデータ提供方法、けん引にかかる関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件、実施時期等について具体的な検討を開始する予定。 ① トレーラーの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として次の方式でもトレーラーをけん引することができるようにすべきである。 ・ 連結装置を取り付けた乗用車等について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量（概ね2トンを超えない範囲）を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラーをけん引することができるようにする。なお、その値を超えない範囲のトレーラをけん引する場合は、トレーラーの自動車検査証へのけん引車の車名・型式の記載は不要とする。 ② 安全なけん引を確保するため、連結方法、連結することによる性能変化等の必要な情報を、ガイドブック等により関係団体がユーザーに広く提供すべきである。			
⑩担当局課室名	自動車交通局技術安全部技術企画課 （連絡先）03-5253-8591		

①分 野	5 運輸関係 (3) 自動車の登録・検査	②意見・要望提出者	(社) リース事業協会
③項 目	企業合併に伴う名義変更事務手続きの特例措置		
④意見・要望等の内容	合併の際の名義変更については不要とするか、車検証と合併謄本のみで（委任状・印鑑証明書なしで）処理を可能とすること。		
⑤関係法令	道路運送車両法第13条 自動車登録令第16条	⑥共管	なし
⑦制度の概要	新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は15日以内に移転登録の申請をしなければならないとなっており、申請の際には印鑑証明書の添付が義務づけられている。 また、代理人により申請を行う場合には代理権限を証する書面（委任状）が必要となる。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ■検討中 ■措置困難 ☐ その他 （実施（予定）時期： ）		
（説明） 自動車の登録は、「所有権の公証」、「自動車の保有実態の把握」という目的を有していることから、所有者の変更等登録事項に変更があれば申請は必要である。 また、登録は本人の意思が重要な要素をなすものであることから、印鑑証明書により所有者本人の意思により当該申請がされたものであることを確認することとしており、特例を設けることはできない。ただし、一括して申請があった場合には、一通の印鑑証明書等を添付することにより処理している。 なお、移転登録申請と同時に必要となる自動車検査証の記載事項の変更手続については、所有者が申請を行う場合には、自動車検査証を管理している使用者からの委任状の添付を求めているが、これに代わる簡便な方法により取扱うことが可能かどうか検討することとしたい。			
⑩担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課（連絡先）03-5253-8588		